

# 平成29年第5回教育委員会定例会日程

日 時 平成29年5月30日（火）  
午後1時30分  
場 所 北栄町役場大栄庁舎 第1委員会室

## 1 開 会

## 2 会議録署名委員の指名

## 3 行政報告

教育長、教育総務課長、生涯学習課長、図書館長、中央公民館長

## 4 議 案

議案第30号 北栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の議会提案に係る意見を求めることについて

議案第31号 北栄町スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の議会提案に係る意見を求めることについて

議案第32号 北栄町教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

議案第33号 北栄町教育委員会の職場におけるハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第34号 北栄町病児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第35号 北栄町乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第36号 北栄町外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則の制定について

議案第37号 鳥取県中部地区教科用図書採択協議会の北栄町教育委員会が選出する採択協議会委員の承認について

議案第38号 北栄町スポーツ推進審議会委員の任命について

## 5 協議事項

(1) 北条小学校指導要録紛失について・・・・・・・・・・資料1

(2) 平成28年度教育行政評価の教育委員会評価と評価報告書について  
・・・・・・・・・・当日配付

(3) 県費負担教職員における特例勤務について・・・・・・・・資料2

## 6 報 告

- ・平成29年北栄町議会6月定例会の日程について・・・資料3
- ・平成29年北栄町議会6月定例会一般質問について・・・資料4
- ・区域外就学の認定について・・・資料5

## 7 その他

- ・鳥取県市町村教育委員会研究協議会総会の開催について・・・別紙

日時：平成29年7月14日（金）午後2時から

会場：ホテルセントパレス倉吉

※懇親会17時30分から

- ・市町村教育委員研修会の開催日程について

日時：8月9日（水）午後

会場：ホテルセントパレス倉吉

- ・次回教育委員会 定例会 6月 日（ ）午後1時30分から

## 8 閉会

## 5月行政報告

### ＝教育長＝

#### ◎業務内容

- 4月26日 北栄町戦没者追悼式  
北栄町交通安全対策協議会
- 4月27日 北栄町自治会長会
- 4月28日 北条小学校PTA総会
- 5月8日 東伯郡同和対策協議会監査  
高見学校医聞き取り
- 5月9日 平成29年度第1回北栄町学校事務共同実施協議会  
北栄教育連絡会  
第1回中部地区人権教育懇談会連絡協議会  
職員提案審査会  
北栄町文化団体協議会総会  
地域座談会
- 5月10～12日 全国町村教育長会総会・研究大会
- 5月12日 東京都港区教育委員会次長面談
- 5月15日 第1回中部版スクラム教育（第3期）連絡協議会  
地域座談会
- 5月16日 竹歳敏夫奨学育英会評議員会及び理事会  
倉吉地区防犯協議会総会  
北栄町教育研究会総会  
地域座談会
- 5月17日 加川薬剤師、中本学校医、御船薬剤師聞き取り  
青少年育成北栄町民会議総会
- 5月18日 大石学校医、森下薬剤師、牧田薬剤師聞き取り
- 5月19日 大栄小、大栄中、北条小校長・評価育成面談  
第1回分かりやすいじんけんの話
- 5月21日 北栄町図書館「わくわくおはなし会」
- 5月22日 台中市大肚区青少年訪問団歓迎夕食会
- 5月23日 由良こども園計画訪問  
鳥取中央育英高校意見交換会
- 5月24日 北条こども園計画訪問  
倉吉地区補導センター評議員会
- 5月25日 第1回社会教育委員会兼公民館運営審議会  
北栄町いじめ問題対策連絡協議会  
北栄町人権教育・啓発推進協議会総会
- 5月26日 北栄町議会全員協議会  
平成29年度東伯地区教育委員会連絡協議会定期総会

東伯地区・倉吉市教育委員会合同研修会

- 5月27日 北条、大栄小学校運動会  
5月28日 第14回中部バウンズボール大会  
5月29日 北栄町歴史民俗資料館運営委員会  
北栄町文化財保護委員会  
鳥取県社会教育協議会  
5月30日 大誠こども園計画訪問

## 第2回 教育連絡会

平成29年5月9日

★私たちの中心にある一番の目的は

「子どもたちのために」

このことを忘れることなく、初心に戻って

★いじめ問題について

いじめの認知は、1学期が多いので、子ども達の様子をしっかりと観察して、兆候を見逃すことなく適切な対応をお願いします。

- ・いじめの未然防止につながる指導の充実
- ・いじめをする児童生徒へのストレスマネジメント
- ・周囲の児童生徒にいじめへの対応を理解させる

★報連相+確認

報 良い結果も悪い結果も事実をありのまま伝える。

連 すばやく正確に伝える。組織で情報を共有する。

相 独断で判断せず、早めに上司に相談。相談する際は、問題点を整理して自分で代案を考えておく。

確認 結果の確認をしてください。

★登下校時の安全確保

保護者、地域、学校での通学路の点検、新入学児童・生徒への注意喚起を行ってください。

自転車運転ルールの徹底(ヘルメット着用、併走禁止)を図ってください。

通学路見守りボランティア、こどもかけこみ110番への協力依頼をしてください。

自転車損害賠償保険などへの加入促進を図ってください。

## ○文書の取扱並びに保管について

昨年度末の学校教育法施行規則第28条で保管が義務づけられた指導要録を紛失する事故が発生したことを受けて、文書の取扱並びに保管についての通知を発出しました。今回の事故を踏まえて、文書の取扱について正確かつ適切な処理及び保存を行うとともに、文書廃棄にあたっては管理職が必ず確認する、管理職の確認を受けるようにしてください。各校、園で文書の取扱について研修を必ず実施してください。

また、児童生徒関係、職員関係の諸帳簿等の整理、確認をお願いします。

## ○評価育成面談の実施について

5月15日以降で面談を行います。その際、経営方針、今年度の努力点、各種テスト（全国学力学習状況調査、NRT、CRT、県診断テスト）の分析、対応、教職員の勤務状況、勤務動向記録表、健康教育のう歯率、体力向上目標などについて説明をお願いします。

## ○中部子ども支援センターの取り組みについて

別紙のとおり

様々な活動を通して通級が出来るようになったり、学校復帰、高校進学を果たしています。不登校傾向の児童・生徒、保護者に情報提供してください。

センターにアウトリーチ型支援を行う支援員を配置して家庭訪問等を通じて相談や学習支援を行っていましたが、1年間の調査事業だったために今年度はありません。今年度は各校で行っていただくこととなります。しっかりした対応をお願いします。

## ○学校閉庁日の設定について

教職員の負担軽減や夏期休暇の取得促進の観点から夏期休業中に町主催の研修等を行わず、学校の判断により学校閉庁日が設定できないか検討してください。

## ○港区、湖南省、台中市大肚区の学校交流について

町内の学校と港区、湖南省、台中市大肚区の学校とで交流することを考えてください。

## ○学校・園だよりの送付について

昨年度から町内の銀行や医院など町民の方が立ち寄られるところに「学校・園だよりの」を置いて学校や園の様子を少しでも知っていただきご理解とご協力を得られるようにしていく取り組みを行っています。

今年度も引き続き行いたいのでメールで添付で送信してください。すでに発行されている号についてもデータ送信してください。

# 平成 29 年度 第 59 回定期総会・研究大会

## 1. 定期総会

## 2. 研究大会

### 1. 記念講演

「教育に科学的根拠を」慶応義塾大学准教授 中室牧子

### 2. 実践報告

- ・「夢とロマンの『筆の都』熊野町教育」 広島県熊野町
- ・「コミュニティ・スクールからチーム学校へ」 徳島県東みよし町
- ・「子どもたち未来のために」 福島県飯舘村

### 3. 文部科学省重事項説明

「初等中等教育の今日的課題と動向」

#### 1. 学習指導要領の改訂について

- 1. 学習内容の削減は行わず、新たに小学校の英語科、プログラミング教育の導入
- 2. 「何ができるようになるか」や「どのように学ぶか」
- 3. 「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて「カリキュラム・マネジメント」の充実

#### 2. 次世代の学校指導体制について

地域と学校の連携・協働、チーム学校、教員改革

#### 3. 学校の業務改善について

- ・喫緊の課題として中教審で議論、出来ることから実施
- ・「学校現場における業務改善加速プロジェクト」を始動
- ・部活動の適正化
- ・業務改善アドバイザーの派遣

#### 4. 教職員の資質向上について

#### 5. 特別支援教育の推進について

- ・幼稚園から高校までの教育支援計画を活用した情報共有
- ・高校での通級指導の制度化

#### 6. 学校安全について

第2次学校安全の推進に関する計画

- ・安全に関する資質・能力を身に付ける
- ・死亡事故の発生件数ゼロ
- ・障がいや重度の負傷を伴う事故を中心に減少

#### 7. 教科書について

- ・教科書採択の構成確保の徹底
- ・教科用特定図書等の普及促進

#### 8. いじめ・不登校について

- ・不登校児童生徒に対する支援

#### 9. コミュニティ・スクールについて

- ・学校運営協議会の設置を努力義務化
10. 子供の貧困対策について
- ・給付型奨学金制度の創設
11. 夜間中学の設置促進について

## ＝教育総務課＝

### 1 地域座談会について

5月9日から4つの会場（中央公民館、社会福祉協議会、下種集落センター、中央公民館大栄分館）で、計5回開催されました。

教育委員会に関する質疑は以下のとおり。

- ・放課後児童クラブ。大栄の学級は、人数が多すぎではないか。支援員の研修は実施しているか。大栄と北条で支援員の交流があってもよい。
- ・がん教育が始まるが、本町の対応は。
- ・今年のような大雪の場合は、スクールバスの乗降位置を適宜変更するなどの融通をきかせてほしかった。
- ・美術館が本町に決まらず残念である。
- ・湯梨浜町の学校でプール事故があった。本町の対応は。

### 2 中学校ソフトボール大会について

○第41回中国ソフトボール大会 平成29年8月4日～6日

(女子の部) 12チーム 北条中学校 (男子の部) 12チーム、倉吉市会場

○第40回全国ソフトボール大会 平成30年8月17日～20日

(女子の部) 24チーム 北条中学校、北条運動場 (男子の部) 16チーム、倉吉市会場

入札日	工事名等	内容	指名業者数	入札回数 落札業者	予定価格 契約金額	期間等
(担当課：教育総務課)						
4/24	北条中学校技術棟外壁改修工事	外壁のコーキング工事	4	1	1,804,572	4/25 ～ 5/31
				(有)岩垣組	1,213,264	
5/1	北条中学校校長室等エアコン取替工事	校長室、職員室、談話室、保健室のエアコンを取替	3	1	7,765,200	5/2 ～ 6/16
				きたのでんき(有)	7,646,400	
5/19	大栄中学校第1理科室等エアコン設置工事	第1理科室、多目的室にエアコンを設置	3	3	3,985,200	5/22 ～ 6/23
				毎日電気	3,865,320	

## ＝生涯学習課＝

### 1 齋尾家住宅の有形文化財への登録について

登録日 5月2日（官報抜粋参照）

概要・国の登録原簿に登録

- ・8件（主屋、南蔵、土蔵、醤油蔵、炭小屋及び味噌蔵、浴室、長屋門及び塀、露地門及び塀）

### 2 音楽団体代表者会議について

日時 5月16日 午後7時30分～

場所 大栄農村環境改善センター

概要・コーラスフェスティバル廃止後の取組み検討

- ・イベント担当課、関係機関への周知
- ・大栄中学校文化祭への参加
- ・大栄農村環境改善センターホールの有効利用（北栄文化回廊期間）

### 3 青少年育成北栄町民会議総会について

日時 5月17日 午後7時30分～

場所 大栄農村環境改善センター

概要・平成28年度事業及び決算報告

- ・平成29年度事業計画及び予算提案
- ・各種事業への協力依頼

### 4 企画展示「明治・大正・昭和の生活道具 ～竹・木製品に見る知恵と技」について

期間 5月19日～6月30日

場所 北条歴史民俗資料館

概要・寄贈を受けた日用道具（特に竹・木製品）を約30点展示

### 5 社会教育委員会兼公民館運営審議会について

日時 5月24日 午前9時30分～

場所 大栄庁舎第1委員会室

概要・平成29年度社会教育関係事業計画について

- ・家庭教育について

### 6 人権教育・啓発推進協議会について

日時 5月24日 午後7時～

場所 大栄農村環境改善センター

概要・平成28年度事業報告・決算

- ・平成29年度事業計画・予算
- ・北栄町じんけんフェスティバル2017



※5/16 ワーキンググループ開催（名称、日程希望日 11/23、25 決定）

## 7 歴史民俗資料館運営委員会・文化財保護委員会について

日 時 5月29日 午前9時30分～

場 所 中央公民館

概 要・平成28年度事業報告  
・平成29年度事業計画他  
・北条歴史民俗資料館愛称について

## 8 ほくほくプラザについて

### ①絵本の読み聞かせ会

日 時 5月14日（日） 午前10時～11時

参加者 人（幼、小、大）

概 要・人形劇「三匹のやぎのがらがらどん」  
・絵本「まゆげちゃん」他

日 時 6月11日（日） 午前10時～11時

概 要・人形劇「こんとあき」  
・絵本「しろくまちゃんのほっとけーき」他

### ②ストラップづくりとおしゃべりサロン

日 時 5月19日（金） 午前9時～11時

参加者 名

概 要・ストラップを作る  
・軽食を囲んで会話を楽しむ  
・参加費 100円

夏の寄せ植えとおしゃべりサロン

日 時 6月16日（金） 午前9時～11時

概 要・夏の花で寄せ植え  
・軽食を囲んで会話を楽しむ  
・参加費 100円

### ③分かりやすいじんけんの話

「大切な人を守るために」～あなたに知ってほしいこと、できること～

日 時 5月19日（金） 午後7時～8時15分

参加者 13名

概 要・講師 川口 勝 さん（公益社団法人とっとり被害者支援センター）  
・犯罪被害者の人権  
・NHKニュース放映

トーク&コンサート「命の根っこにある人権」

日 時 7月30日（日） 午後1時30分～3時15分

場 所 中央公民館講堂

概 要・同和問題

・講師 繁樹 義一さん

④子ども向け行事

親子体験教室 バームクーヘンをつくろう

日 時 5月14日(日) 午後1時30分～4時30

参加者 名(幼、小、大)

概 要・参加費100円 誰でも参加可(保護者同伴要)

・船上山少年自然の家出前講座

・生地作りからすべて自分たちで作る「炭焼きバームクーヘン」

生産体験教室 スイカを育てよう

日 時 5月20日(土) 午後1時30分～3時30分

参加者 名(幼、小、中、大)

概 要・参加費100円 誰でも参加可(幼児保護者同伴要)

・発砲スチロール箱に小玉スイカの苗を植え、育てる。

体験教室 ちまきづくり

日 時 6月10日(土) 午後1時30分～4時

概 要・参加費100円 誰でも参加可(保護者同伴要)

・端午の節句の伝統行事を行う

創作教室 折り染めでうちわをつくろう

日 時 6月24日(土) 午後1時30分～4時

概 要・参加費100円 誰でも参加可(幼児保護者同伴要)

・折りたたんだ和紙を使って折り染めし、うちわつくる。。

## 9 今後の予定について

(1) 北栄町第30回すいか・ながいも健康マラソン大会

期 日 6月18日(日) 午前8時50分開会

場 所 お台場公園多目的広場

(2) 北栄てくてくウォーキング すいかウォーク

日 時 6月25日(日) スタート 9時(受付 8時30分～)

場 所 出会いの広場発着

概 要 ・約8km(すいか畑、すいか統合選果場経由)

・すいか食べ放題

(3) 第1回あいさつ運動強調期間について

期 間 6月26日～30日

場 所 JRコナン(由良駅)ほか町内3カ所(北条・大栄各2地区)

概 要 ・午前7時30分から8時20分頃、青少年育成北栄町民会議等関係者等が、

登校する小中高生等に声かけ、あいさつを実施

・保育所(園)、こども園、小中高等学校内で実施

・あいさつ運動モデル自治会、推進事業所等が実施

## 【その他特徴的な事項】

・北条歴史民俗資料館愛称について

・由良台場・六尾反射炉発信連携事業について

\*さんいんまちなかALWAYS由良台場での開催

日 時 5月7日 午前10時～午後3時

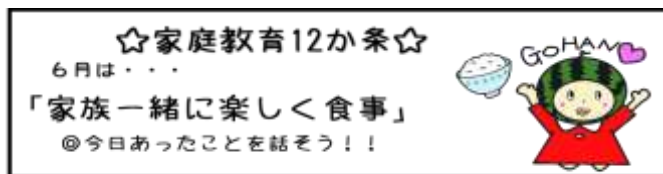
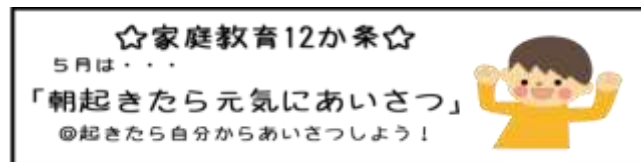
概 要・今まで出会いの広場で開催。今回から由良台場で開催

・根鈴晋平さん（由良宿）を中心に有志で開催

・由良台場の保存と活用に共感いただく

\*六尾自治会役員会で事業説明

日 時 5月21日 午後7時～



## ＝図書館＝

### 1 図書館ボランティア オリエンテーションについて

日 時 4月26日(水) 午前10時30分～

場 所 図書館2階 研修室

概 要 ・自己紹介  
・業務内容の確認、打合せ  
・館内見学

出席者 7名

### 2 由良こども園図書館利用について

日 時 4月28日(金) 午前10時30分～

場 所 図書館1階フロア

概 要 児童コーナーを中心に見学と絵本の貸出  
園児13名 こども園職員2名

### 3 祝日開館について

日 時 29年5月3日(水)～5日(金)

開館時間 9:30～17:30

#### 4 5月の特集コーナーについて

期 間 5月2日～5月末日

場 所 図書館1階フロア

概 要 愛鳥週間にちなんで「とりの本」、「心も体もすこやかに」「熱中症予防」

#### 5 出前講座「あたまイキイキ音読教室」について

日 時 5月10日(水) 午前10時～

場 所 松神公民館

概 要 松神いきいきサロンの中で、音読教室(童話、絵本などを声に出して読む)を実施

参加者 20名

#### 6 あたまイキイキ音読教室について

日 時 5月18日(木) 午前10時30分～

場 所 図書館2階 研修室

概 要 音読(手遊び、歌、童話など)を参加者全員で声に出して読む。  
関連図書の展示コーナーの設置

参加者 9名

#### 7 ホタルマップ作成について

期 間 5月19日(金)～ホタルが出なくなるまで

場 所 北栄町図書館・北条分室

概 要 ・「いつ」「どこで」「どのくらい」のホタルを見たか、利用者から情報提供をしていただき、地図にシールを貼って、図書館オリジナル地図を完成させる。

・「ホタルに関する本」の展示

#### 8 「わくわくおはなしの会」について

日 時 5月21日(日) 午前10時30分～12時

場 所 北栄町図書館 研修室

概 要 「楽勝本舗」(米子を拠点に活動しているボランティア)主催による絵本の読みかせと歌と演奏。その他バルーンアート。

参加者 67名

#### 9 今後の予定について

(1) 出前講座「あたまイキイキ音読教室」について

日 時 6月1日(木) 午後1時30分～  
場 所 下種集落センター  
概 要 下種いきいきサロンの中で、音読教室(童話、絵本などを声に出して読む)を実施

(2) 出前講座「あたまイキイキ音読教室」について

日 時 6月6日(火) 午後1時30分～  
場 所 西園公民館  
概 要 西園いきいきサロンの中で、音読教室(童話、絵本などを声に出して読む)を実施

(3) 読みメンおはなし会について

日 時 6月11日(日) 午前10時30分～  
場 所 図書館 研修室  
概 要 6月の「父の日」にちなみ、読みメン(絵本を読む男性)おはなし会を実施  
対象者 赤ちゃんから幼児、小学生を中心にどなたでも

【特徴的な事項】

- 1 図書館の貸出状況等について  
平成29年4月分の貸出等実績

		利用者人数(人)	貸出冊数(冊)
4月分 (前年分)	図書館	1,381 (1,517)	5,121 (5,424)
	北条分室	577 (658)	2,044 (2,465)

＝中央公民館＝

1 中央公民館ロビー展について

日 時 5月3日(水)～31日(水)  
※ 5月3日(水)～5日(金): 鉢による特別展示  
場 所 中央公民館 ロビー  
概 要 ・文化教室「愛草会」 ～春の山野草作品展～

2 平成29年度シニアクラブについて

(1) 開講式

日 時 4月24日(月) 午後1時30分～午後4時  
場 所 中央公民館 講堂

参加者 82名

概要 ・講演①「町政について」 松本町長

・講演②「いすに座って、元気になる体操を学ぼう！」

わくわくどきどきステーション 代表 小泉 和子 氏

## (2) 5月総合学習

日時 5月8日(月) 午後1時30分～午後3時

場所 中央公民館大栄分館 講堂

参加者 35名

概要 健康講座「めざせ！健康ライフ。健康寿命を延ばそう！

～シナプソロジーと姿勢」

姿勢教育指導士 熊谷 春美 氏

シナプソロジーインストラクター

垣田 千代 氏

## (3) 5月コース学習

日時 5月22日(月) 午後1時30分～午後3時

場所 中央公民館 講堂ほか

参加者 95名

概要 パソコン・ニュースポーツ・歌唱・習字・絵手紙・フラダンス・  
食を考える・絵画の8コース

## 3 平成29年度北栄町文化団体協議会との連携について

### (1) 理事会

日時 4月27日(木) 午後7時～午後8時

場所 中央公民館大栄分館

### (2) 総会

日時 5月9日(火) 午後7時～午後9時

場所 中央公民館

※概要 文化団体協議会加入文化教室との連携協力依頼

・美術展・公民館まつり・ロビー展示への協力

・文化教室成果還元補助金の活用

・協議会加盟団体・文化教室生の新規加入促進活動の実施

・新規事業：文化活動加入促進事業

## 4 青少年育成講座「おもしろまなびタイム」について

### (1) 地域を知ろう！土下山編

日時 4月29日(土) 午前9時～午後1時

場所 北条健康福祉センター～土下山

案内 土下 磯江 茂秋さん、岸田 泰彦さん

参加 11名(おもしろまなびタイム親子のみ)

全体 30名

- 概要 土下楽しもう会との連携開催
- ・カン拾いをしながら土下山へ移動
  - ・山菜などの植物観察
  - ・土下の歴史を学ぶ
  - ・収穫した山菜の天ぷらとおにぎりで食事
  - ・土下山の植物を利用したしおり作り

(2) 「七宝焼」でキーホルダーを作ろう！

日時 5月10日(水) 午後3時30分～午後5時15分

場所 中央公民館 会議室

参加者 25名

講師 中部ものづくり道場 代表 岡本 尚機さん、福田 愛治さん

概要 ・宿題タイム ・キーホルダー作り

(3) めざせ！さつまいも大収穫祭！ ～①はたけになえをうえよう～

日時 5月24日(水) 午後3時30分～午後5時15分

場所 土下地内 畑

参加者 ●名

講師 地域ボランティア 岸田 泰彦さん

概要 ・宿題タイム ・さつまいもの苗植え

## 5 北条民芸実習館講座について

### 「第1回陶芸教室」

日時 5月14日(日) 午後2時～午後4時

概要 土ひねり成形

参加者 14名

日時 5月28日(日) 午後2時～午後4時

概要 色付け

講師 松本 優佑 氏

### 「第1回木工教室」

日時 5月25日(木) 午前9時～正午

概要 木工機械を使ったオリジナル作品づくり

講師 本庄 靖男 氏

参加者 ●名

### 「第1回水墨画教室」

日時 5月28日(日) 午前9時～正午

概要 色紙に季節の花などを描く

講師 中川 端月 氏

参加者 ●名

## 6 今後の予定について

### ・公民館のあり方検討会委員の委嘱について

番号	氏名	備考
1	野田 邦弘	鳥取大学特命教授（地域学部） 元北栄町行政改革審議会委員（会長）
2	山根 和夫	北栄町社会教育委員会 副会長 北栄町文化団体協議会 会長
3	山根ひろ子	北栄町自治会長会 会長
4	徳岡 幸裕	元まちづくりビジョン検討委員 みどり西団地自治会長
5	中西 澄江	北栄町大栄赤十字奉仕団委員長 北栄町女性団体協議会運営委員（元副委員長）

委嘱期間 平成29年5月26日から平成30年3月31日まで

### ・中央公民館ロビー展について

①日 時 6月1日（木）～15日（木）

概要 陶芸教室作品展

②日 時 6月16日（金）～30日（金）

概要 川柳教室作品展

※ 共通場所 中央公民館 ロビー

### ・北条民芸実習館講座について

「第2回木工教室」

日 時 6月22日（木）午前9時～正午

概要 木工機械を使ったオリジナル作品づくり

講師 本庄 靖男 氏

### ・シニアクラブ学習について

総 合 6月15日（木）午後2時～午後4時

地域訪問「同日公開参観日」大栄地区：こども園・小・中学校訪問

コース別 6月19日（月）午後2時～午後4時

パソコンほか8コースの学習

### ・青少年育成講座おもしろまなびタイムについて

(1)「おやつづくりにチャレンジ！」

日 時 6月7日（水）午後3時30分～午後5時15分

場 所 中央公民館 調理室

講 師 管理栄養士 河本順子さんとシニアクラブ食を考える教室生



(2) 「草花であそぼう！」

日 時 6月21日(水) 午後3時30分～午後5時15分

場 所 中央公民館 講堂

講 師 地域ボランティア 岸田 泰彦 さん

7 工事等の発注について

(単位：円)

入札日	工事名等	内 容	指 名 業者数	入札回数	予定価格	期間等
				落札業者	契約金額	
5/11	中央公民館 耐震診断業 務	施設の耐震 診断実施	8社	1回	3,187,080	5/17 ～
				(有)ミュー設計 工房	3,024,000	8/31
5/11	中央校門間 大栄分館耐 震診断業務	施設の耐震 診断実施	8社	1回	2,889,000	5/17 ～
				(有)アーク設計 工房	2,743,200	8/31

議案第30号

北栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の議会提案に係る意見を求めることについて

北栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議会に提案したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の意見を求める。

平成29年5月30日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町条例第 号

北栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年北栄町条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第 8 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合)にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号)第 7 条第 2 項に規定する通知</u>によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量(法第 20 条第 3 項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。</p>	<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第 8 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量(法第 20 条第 3 項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 31 号

北栄町スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の議会提案に係る意見を求めることについて

北栄町スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例を議会に提案したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の意見を求める。

平成 29 年 5 月 30 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町条例第 号

北栄町スポーツ審議会条例の一部を改正する条例

北栄町スポーツ推進審議会条例(平成 17 年北栄町条例第 86 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 7 8 号。以下「法」という。)第 31 条の規定に基づき、北栄町スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p><u>(所掌事務)</u></p> <p>第 2 条 <u>審議会は、法第 10 条及び第 34 条に規定するもののほか、北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、かつ、これらの事項に関して教育委員会に建議する。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>(任期)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>(会長)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>(会議)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第 8 条 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 7 8 号)第 31 条の規定に基づき、北栄町スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(任期)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>(会長)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>(会議)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第 7 条 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第32号

北栄町教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町教育委員会公印規則の一部を改正する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成29年5月30日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第 号

北栄町教育委員会公印規則の一部を改正する規則

北栄町教育委員会規則(平成 17 年北栄町教育委員会規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表(第 2 条関係)					別表(第 2 条関係)				
公印の名称	寸法	印材	保管者	ひな形	公印の名称	寸法	印材	保管者	ひな形
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
鳥取県東伯郡 北栄町図書館 長之印	方21	つげ	図書館 長	(7)	鳥取県東伯郡 北栄町図書館 長之印	方21	つげ	図書館 長	(7)
削除				(8)	鳥取県東伯郡 北栄町立北条 幼稚園之印	方21	つげ	北条幼 稚園長	(8)
削除				(9)	鳥取県東伯郡 北栄町立北条 幼稚園長印	方21	つげ	北条幼 稚園長	(9)
鳥取県東伯郡 北栄町立北条 小学校印	方21	つげ	北条小 学校長	(10)	鳥取県東伯郡 北栄町立北条 小学校印	方21	つげ	北条小 学校長	(10)
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 33 号

北栄町教育委員会の職場におけるハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

北栄町教育委員会の職場におけるハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

平成 29 年 5 月 30 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり



北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町教育委員会の職場におけるハラスメントの防止に関する要綱の一部  
を改正する要綱

北栄町教育委員会の職場におけるハラスメントの防止に関する要綱(平成 17 年北栄町教育委員会訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第 1 (第 5 条関係)		別表第 1 (第 5 条関係)	
苦情処理担当窓口	相談員	苦情処理担当窓口	相談員
略 こども園	略 園長	略 幼稚園	略 園長
別表第 2 (第 7 条関係)		別表第 2 (第 7 条関係)	
苦情処理委員会	委員	苦情処理委員会	委員
略 こども園	略 園長	幼稚園	園長

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

議案第34号

北栄町病児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

北栄町病児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成29年5月30日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり

北栄町病児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱

北栄町病児保育事業実施要綱(平成 24 年北栄町告示第 48 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象児童)</p> <p>第 4 条 病児保育の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>病児保育を利用する日に</u>生後 6 ヶ月から<u>小学校第 3 学年までの児童</u>であること。</p> <p>(3) 認定こども園・保育所等に通所又は<u>小学校に在籍</u>している児童であること。</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>第 6 条 <u>削除</u></p> <p>(利用の手続)</p> <p>第 7 条 利用しようとする者は、あらかじめ鳥取県立厚生病院(以下「医療機関」という。)を受診し次に掲げる書類を倉吉市が委託した病児保育事業受託者(以下「受託者」という。)に<u>提出</u>しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(対象児童)</p> <p>第 4 条 病児保育の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 生後 6 ヶ月から<u>就学前の児童</u>であること。</p> <p>(3) 認定こども園・保育所等に通所している児童であること。</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p><u>(利用定員)</u></p> <p>第 6 条 <u>実施施設の利用定員は、1 日当たり 6 人までとすること</u></p> <p>(利用の手続)</p> <p>第 7 条 利用しようとする者は、あらかじめ鳥取県立厚生病院(以下「医療機関」という。)を受診し次に掲げる書類を倉吉市が委託した病児保育事業受託者(以下「受託者」という。)に<u>提出</u>しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する

議案第35号

北栄町乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

北栄町乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成29年5月30日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり

北栄町乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱

北栄町乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱(平成 23 年北栄町訓令第 20 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象児童)</p> <p>第3条 一時預かりの対象となる児童は、<u>一時預かりを利用する日に保育所等又は小学校に通う生後6ヶ月から小学校第3学年までの児童</u>であって、病気の回復期にあり集団保育が負担となる児童で、かつ、保護者が勤務の都合等により家庭で保育することが困難な児童とする。</p>	<p>(対象児童)</p> <p>第3条 一時預かりの対象となる児童は、<u>保育所等に入所している児童</u>であって、病気の回復期にあり集団保育が負担となる児童で、かつ、保護者が勤務の都合等により家庭で保育することが困難な児童とする。</p>

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

議案第36号

北栄町外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成29年5月30日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第 号

北栄町外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則

北栄町外国語指導助手就業規則(平成 17 年北栄町教育委員会規則第 17 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任用期間)</p> <p>第 4 条 外国語指導助手の任用期間は、任用の日 <u>(来日日の翌日)</u> から 1 年間とする。</p> <p>(給料等及びその計算)</p> <p>第 7 条 1～4 略</p> <p><u>5 町は、北栄町職員の給与に関する条例(平成17年北栄町条例第43号)第11条及び第12条の規定に準じ、外国語指導助手に住居手当及び通勤手当を支給する。</u></p> <p>(費用弁償等)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 (1) 略</p> <p>(2)任用期間満了日の翌日から 1 か月以内に、日本において町または第三者と<u>任用又は雇用関係に入らないこと。</u></p>	<p>(任用期間)</p> <p>第 4 条 外国語指導助手の任用期間は、任用の日から 1 年間とする。</p> <p>(給料及びその計算)</p> <p>第 7 条 1～4 略</p> <p>(費用弁償等)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 (1) 略</p> <p>(2)任用期間満了日の翌日から 1 か月以内に、日本において町又は第三者と雇用関係に入らないこと。</p>

附 則

第 1 条 この規則は、平成 29 年 7 月 24 日から施行する。

(北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金交付要綱の廃止)

第 2 条 北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金交付要綱(平成 23 年北栄町教育委員会訓令第 18 号)は、廃止する。

(北栄町外国語指導助手通勤費補助金交付要綱の廃止)

第 3 条 北栄町外国語指導助手通勤費補助金交付要綱(平成 23 年北栄町教育委員会訓令第 19 号)は、廃止する。

議案第 37 号

鳥取県中部地区教科用図書採択協議会の北栄町教育委員会が選出  
する採択協議会委員の承認について

平成 30 年度から使用する小学校教科用図書（「特別の教科 道徳」）を採択するため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 13 条第 4 項の規定により、倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町の各市町村教育委員会が、鳥取県中部地区教科用図書採択協議会を開催する。

本協議会の開催にあたり、下記のとおり北栄町教育委員会が選出する採択協議会委員の承認を求める。

平成 29 年 5 月 30 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

鳥取県中部地区教科用図書採択協議会委員

所 属	職 名	氏 名
北栄町教育委員会	教育長	別本 勝美



議案第38号

北栄町スポーツ推進審議会委員の任命について

次の者を北栄町スポーツ推進審議会委員に任命したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

平成29年5月30日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

北栄町スポーツ推進審議会委員

番号	氏名	所属等
8	岡 裕一	北条小学校
9	笠見 隆志	大栄中学校

任期 平成29年5月30日から平成30年3月31日まで

北栄町スポーツ推進審議会委員名簿

平成29年5月30日現在

番 号	氏 名	備 考
1	宇田川 誠章	北栄町スポーツ推進委員協議会
2	井上 裕子	北栄町スポーツ推進委員協議会
3	南場 靖吾	北栄町スポーツ推進委員協議会
4	米本 久美子	北栄町スポーツ推進委員協議会
5	林 邦臣	一般財団法人北栄スポーツクラブ
6	山根 由美子	一般財団法人北栄スポーツクラブ
7	荒木 啓子	一般財団法人北栄スポーツクラブ
8	岡 裕一	北条小学校 (H29.5.30～)
9	笠見 隆志	大栄中学校 (H29.5.30～)
10	仲井 政利	北栄町自治会長会 (H29.2.20～)

委嘱期間 平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

## 特例勤務（早出遅出勤務）の試行実施について

教育人材開発課

- 県立学校では条例改正に伴って昨年度に特例勤務を試行し、本年度から本格実施。市町村立学校においても、県立学校の試行を踏まえ、特例勤務を本年7月から試行実施していただきたい。
- 試行実施にあたっては、県立学校の実施要綱をもとに、県費負担教職員版の試行に関する取扱要領を作成したので、これに基づいて準備を進めていただきたい。

### 1 特例勤務の試行の導入について

- ・ これまでも情報提供を行ってきたところであるが、県立学校では昨年度特例勤務の試行を9月～2月にかけて実施。その試行を踏まえ、本年度から県立学校は本格実施。
- ・ 市町村立学校においても、平成29年7月～平成30年2月の間、県立学校の特例勤務の本格実施と同様の内容で試行実施をお願いしたい。
- ・ その試行実施を踏まえて本格実施を検討したい。

### 2 導入する特例勤務の試行の概要

- ・ 対象職員：市町村（学校組合）立学校に勤務する職員（非常勤職員、再任用職員（短時間勤務職員）、育児短時間勤務職員、交代制勤務職員を除く）
- ・ 申請事由：①小学校6年生までの子を養育する場合（放課後児童クラブ等へ子の送迎のため赴く場合を含む）  
②配偶者、父母、子等（2週間以上疾病等により日常生活に支障がある者）の介護を行う場合  
③人工透析及び放射線の照射が必要な疾病の治療のために定期的に医療機関へ通院する場合  
④夏季休業日に早出勤務を行う場合
- ・ 勤務時間：勤務開始時刻60分前から60分後まで15分刻み  
勤務開始時刻は第1時限授業開始時刻以前、勤務終了時刻は最終時限授業終了時刻以後とする  
ただし、この規定は、事務職員及び学校栄養職員には適用しない。
- ・ 承認：校長は、職員の請求に基づき、公務の運営に支障がないと認められる場合に承認（勤務時間の割振り変更）  
特定の日又は特定曜日でのみの申請も可

### 3 導入スケジュール（案）

4月	各市町村（学校組合）教育委員会への趣旨説明及び意見提供依頼 等
5月	各校長会長への趣旨説明等（校長会連絡を活用）
6月	
7月～2月末	特例勤務試行実施（各学校） ※試行状況の把握（各市町村（学校組合）教育委員会及び県教委） ※本格実施の検討（各市町村（学校組合）教育委員会及び県教委）
3月	（本格実施する場合）要綱制定及び服務規程の改正
4月	（本格実施する場合）特例勤務実施

# 県費負担教職員における特例勤務について

勤務時間の割振り変更による早出遅出勤務

平成29年4月  
教育人材開発課



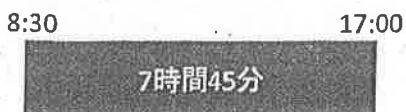
## 趣旨

子の養育又は介護等を行う職員の仕事と家庭生活等との両立を図るため、県費負担教職員の申請に基づき、早出遅出勤務(特例勤務)に係る勤務時間の割振りを実施できるもの。

- 特例勤務・・・始業及び終業の時刻を通常の勤務時間とは異なる時刻とする勤務時間の割振りによる勤務(1日の勤務時間は変わらない)

## 勤務イメージ

(例) <正規の勤務時間>



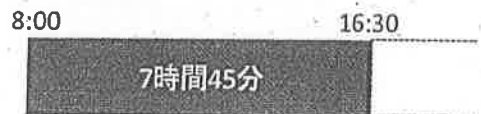
### 職員の三三三

保育所への  
送迎

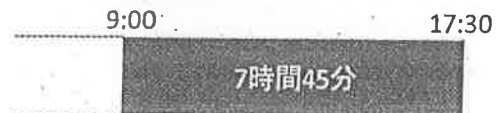
親の通院の  
付添い

人工透析に  
よる定期通院

<早出勤務>



<遅出勤務>



## ●対象職員

### ◆県費負担教職員

(非常勤職員、再任用職員(短時間勤務職員)、育児短時間勤務職員、交代制勤務職員を除く)

## ●申請事由

- ①小学校6年生までの子を養育する場合(放課後児童クラブ等へ子の送迎のため赴く場合を含む)
- ②配偶者、父母、子等(2週間以上疾病等により日常生活に支障がある者)の介護を行う場合
- ③人工透析及び放射線の照射が必要な疾病の治療のために定期的に医療機関へ通院する場合
- ④夏季休業日に早出勤務を行う場合

## ●勤務時間

### ◆勤務開始時刻60分前から60分後まで15分刻み

(勤務開始時刻は第1時限授業開始時刻以前、勤務終了時刻は最終時限授業終了時刻以後とする)  
ただし、この規定は、事務職員及び学校栄養職員には適用しない。

### ◆特定日又は特定曜日だけの申請も可

## ●承認

◆校長は、職員の請求に基づき、公務の運営に支障がないと認められる場合に承認(勤務時間の割振り変更)

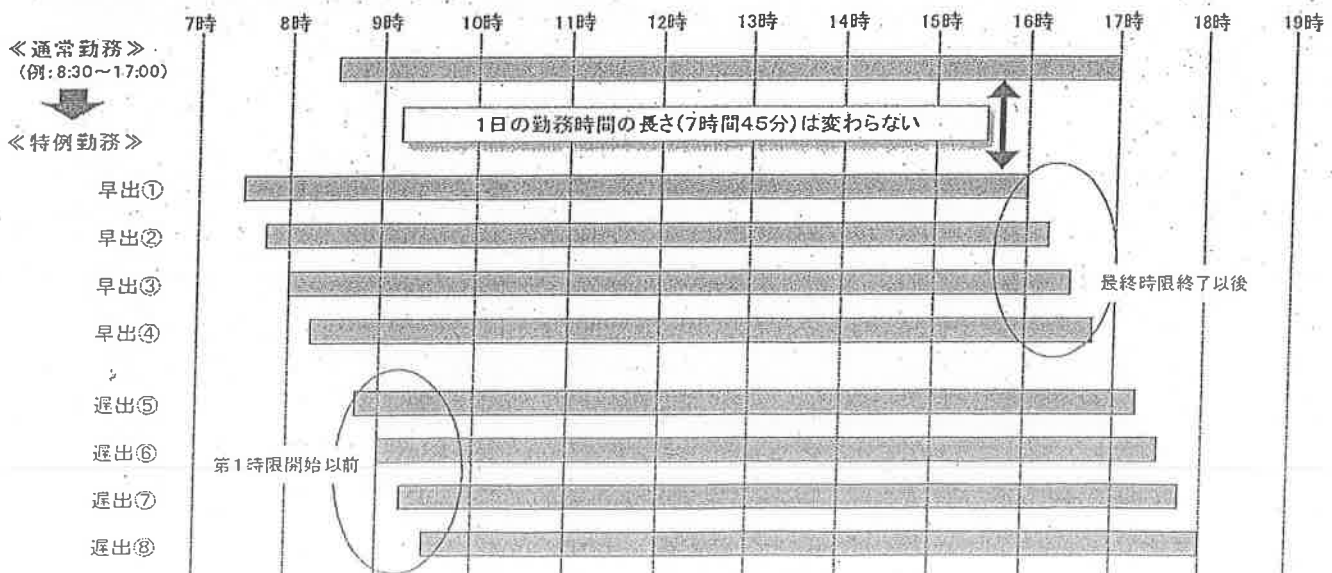
## ●適用

◆平成29年7月●日

## ◆特例勤務の取得例◆

区分	早出勤務	遅出勤務
1	勤務開始時刻60分前	
2	勤務開始時刻45分前	
3	勤務開始時刻30分前	
4	勤務開始時刻15分前	
5		勤務開始時刻15分後
6		勤務開始時刻30分後
7		勤務開始時刻45分後
8		勤務開始時刻60分後

※学校の授業時間帯の状況によっては、取得できない区分もある。



# 県費負担教職員の特例勤務の試行に関する取扱要領（案）

## 1 趣旨

この要領は、子の養育又は介護等を行う職員の仕事と家庭生活等との両立を図るため、県費負担教職員の子の養育又は介護等を理由とする早出遅出勤務（以下「特例勤務」という。）に係る勤務時間の割振りの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

なお、特例勤務は、始業及び終業の時刻を通常の勤務時間とは異なる時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。

## 2 対象職員

特例勤務の請求ができるのは、次の各号のいずれかに該当する職員とする。（ただし、非常勤職員、再任用職員（短時間勤務）、育児短時間勤務職員及び交代制勤務職員を除く。）

- (1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）の養育をする職員
- (2) 次のアからカに掲げる者で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員（カに掲げる者にあつては、職員と同居（職員がその者の居住している住宅に泊まり込む場合を含む。）しているものに限る。）
  - ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
  - イ 父母
  - ウ 子
  - エ 配偶者の父母
  - オ 祖父母、孫、兄弟姉妹
  - カ 職員と配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者（父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者）及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者（子の配偶者及び配偶者の子）
- (3) 自身の疾病（人工透析及び放射線の照射が必要な疾病その他県教育委員会が認めた疾病に限る。）の治療のために定期的に医療機関へ通院する職員
- (4) 夏季休業日（各市町村（学校組合）教育委員会が定める学校管理規則に規定する休業日をいう。）において、勤務時間を早めることで業務効率の向上や早期退庁による地域活動、自己研鑽活動等の促進を図ることを希望する職員

## 3 特例勤務の勤務時間

特例勤務の勤務時間の開始時刻は、各学校の勤務開始時刻の60分前から60分後までの範囲内で15分を単位として設定し、1日の勤務時間は7時間45分とする。

なお、特例勤務の勤務時間の開始時刻は各学校の第1時限授業開始時刻以前、終了時刻は最終時限授業終了時刻以後となるように設定すること。ただし、事務職員及び学校栄養職員の開始時刻及び終了時刻については、この限りではない。

## 4 請求・承認等の手続き

職員は、特例勤務の承認を受けようとするときは、承認を受けようとする期間の始まる日の2週間前（当該日が週休日等の場合は、直前の勤務日）までに、特例勤務請求書（様式第1号）により、校長（各市町村（学校組合）教育委員会が定める学校管理規則で職員の勤務時間の割り振りを定める校長。以下同じ。）に請求しなければならない。なお、子の養育の理由で請求する場合は、子の出生前においても請求することができるものとする。

- (2) 校長は、特例勤務の請求を行った職員に対して、当該請求の内容を確認する必要があると認めるときは、当該職員に対して証明書等の書類の提出を求めることができるものとする。
- (3) 校長は、請求の内容が学校の運営に支障を生じないと認めた場合には、特例勤務指定簿（様式第

2号)に当該請求内容を記入して承認するとともに、当該請求のとおり勤務時間を割り振らなければならない。なお、学校の運営の支障の有無の判断に当たっては、当該請求をした職員の業務の内容、業務量等を総合して行うものとする。

(4) 校長は、当該特例勤務の内容を、必要に応じて所属の職員に周知するものとする。

(5) 校長は、当該特例勤務の承認を行った場合には、市町村(学校組合)教育委員会に報告するものとする。

(6) 校長は、職員の服務監督、校内の連携及び業務執行体制の確保に努めるとともに、特例勤務を取得した職員の勤務時間について、県民の誤解を生じないように努めなければならない。

## 5 内容の変更の承認

特例勤務をしている職員は、既に承認を受けている内容について変更する必要がある場合は、変更を希望する期間の始まる日の2週間前(当該日が週休日等の場合は、直前の勤務日)までに、特例勤務変更請求書(様式第3号)により、内容の変更を校長に請求することができるものとする。

(2) 校長は、当該特例勤務内容の変更の承認を行った場合には、市町村(学校組合)教育委員会に報告するものとする。

## 6 承認の取消し

校長は、特例勤務をしている職員の業務を処理するための措置を引き続き講じることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たときは、当該特例勤務の承認を取り消すことができる。

(2) 特例勤務をしている職員は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、子の養育又は介護の状況変更届(様式第4号)により遅滞なく校長に届け出なければならない。また、当該届出を受けた校長は、当該事由が発生した日をもって当該特例勤務の承認を取り消さなければならない。

ア 請求に係る子が死亡した場合

イ 請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより、請求をした職員の子でなくなった場合

ウ 請求に係る子が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)である場合において、当該子が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより、当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

エ 請求をした職員が請求に係る子と同居しなくなった(請求に係る期間を通じて同居しない状態が続くことが見込まれる)場合

オ 請求に係る要介護者(2(2)アからカに掲げる者で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)が死亡した場合

カ 請求に係る要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した場合(離婚、婚姻の取消し、離縁等により職員の親族でなくなった場合)

キ その他、対象職員(2(1)及び(2)に規定する職員をいう。様式第4号において同じ。)に該当しなくなった場合

(3) 校長は、当該特例勤務の承認を取り消した場合には、市町村(学校組合)教育委員会に報告するものとする。

## 7 試行期間

試行の期間は、平成29年7月●日から平成30年2月●日までとする。

## 附 則

この要領は、平成29年7月●日から施行する。なお、請求は、施行日前から行うことができる。この要領は、施行日から平成30年2月●日までの試行として適用する。

# 平成29年第5回北栄町議会定例会会期日程

北栄町議会事務局

会期	月 日	曜	審 議 内 容
1	6月2日	金	本会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・陳情及び請願の付託</li> <li>・議案の説明（専決処分、条例、予算等）</li> </ul> 常任委員会審査・調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務常任委員会 : 第1委員会室(午後1時から)</li> </ul>
2	6月3日	土	休会
3	6月4日	日	休会
4	6月5日	月	常任委員会調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育民生常任委員会 : 第1委員会室(午前9時から)</li> </ul> 常任委員会調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業建設常任委員会 : 中央公民館会議室(午前9時から)</li> </ul>
5	6月6日	火	本会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> </ul>
6	6月7日	水	本会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> </ul>
7	6月8日	木	休会（予備日）
8	6月9日	金	本会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案の審議（専決処分、条例、予算等の質疑のみ）</li> <li>・陳情及び請願の採決</li> </ul>
9	6月10日	土	休会
10	6月11日	日	休会
11	6月12日	月	本会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案の採決（予算、条例等の討論、採決）</li> <li>・議会提出議案の審議、採決</li> <li>・閉会中継続審査及び調査申出等の採決</li> </ul>

※ 開議時刻…各日とも午前9時



平成29年第5回北栄町議会定例会  
一般質問 質問事項一覧

	質問者	質問事項	質問の相手
1	2番 田中 精一	町長の政治姿勢について	町 長
2	12番 飯田 正征	部活動指導員について	教育委員長
		乳がん検診について	町 長
3	8番 町田貴子議員	がん検診の受診率向上について	町 長
		町民の健康づくりについて	町 長
4	4番 山下 昭夫	下水道使用料審議会の答申について	町 長
		道の駅北条公園の一体型登録ともなう再整備について	町 長
5	9番 斉尾 智弘	大雪が降った時の除雪ボランティアへの支援	町 長
		里山の管理と有害鳥獣被害について	町 長
		データヘルス計画について	町 長
6	1番 浜本 武代	北条支所の事業目的と内容について	町 長
		㈱フジオフードシステムについて	町 長
7	3番 池田 捷昭	北条道の駅構想と大型商業施設誘致について	町 長
8	10番 阪本 和俊	黄砂とPM2.5対策について	町 長
		イチゴ工場の取り組みと町長の政治姿勢について	町 長
9	13番 長谷川 昭二	国保税の軽減について	町 長
		子育て支援について	町 長 教育委員長
		リフォーム助成について	町 長
	計 9 人	計 18 問	

議長	局長	回議		主査
				

受付番号 162 番  
平成29年 5月15日  
午前 8時30分 受領

平成29年 5月14日

北栄町議会議長 井上 信一郎 様

北栄町議会議員

飯田 正征



一般質問通告書

次のとおり通告します。


質問事項	質問の要旨	質問の相手
部活動指導員について	<p>文部科学省は4月1日から、中学校や高校で部活動の指導者や大会への引率をする「部活指導員」を、学校教育法に基づく学校職員に位置付ける省令を公布。また、4月1日付けで各都道府県教育委員会などに、勤務形態や報酬などで必要な規則を整備するよう求める通知を出した。</p> <p>本町での取り組みについて、3点伺う。</p> <p>① 部活動の外部指導者を「部活動指導員」として学校教育法に基づく学校職員に位置付ける省令により、顧問とすることもできるようになったがどのように考えているか。</p> <p>② 中学校の部活動は、平日の放課後の練習に加え、土日の練習や試合など休めないことが多く、教員の長時間労働の原因の一つと指摘されており、休養日を設ける必要がある。教員の負担を軽くするため、顧問の教員が休む土日を中心に指導や引率が出来る部活動指導員を、非常勤職員として上限時間を決めて採用してはどうか。</p> <p>③ 教員が得意でない部活動の顧問を担当し、負担になっているケースもあると考えられる。町の体育協会に加盟している団体の中で、部活動指導員を依頼してはどうか。</p>	教育委員長
乳がん検診について	<p>早期発見すれば治るようになってきた乳がん。検診は重要な取り組み。</p> <p>現在、集団検診の乳がん検診は、40歳以上の女性が対象で、2年に一度実施されている。</p> <p>自治体が乳がん検診で行うマンモグラフィー(乳</p>	町長

議長	局長	回議		主査
				

受付番号 169 番  
平成29年 5月18日  
午後 4時32分 受領

平成29年 5月18日

北栄町議会議長 井上 信一郎 様

北栄町議会議員 長谷川 昭二  印

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
国保税の軽減について	① 介護保険同様に、境界層措置を導入することについて伺う。 ② 都道府県化によって、保険税の負担増とならないよう対応することについて伺う。	町 長
子育て支援について	① 子育て支援として、国保税の内、子どもの均等割を軽減することについて伺う。 ② 給食費の負担軽減に取り組むことについて伺う。 ③ 進学奨励金の給付で、入学時の負担軽減を行うことについて伺う。	町 長 教育委員長
リフォーム助成について	県内産木材を使用する場合には、助成額を増額することについて伺う。	町 長